

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和7年10月3日から

時間額1、226円に改正されます。

※都内で労働者を使用する事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。